

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

平成30年9月28日

金曜日

号外(3)

## 目次

<b>告 示</b>	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	3
○指定障害福祉サービス事業の廃止	4
○指定障害児通所支援事業者の指定	
○指定自立支援医療機関の名称の変更	5
○指定自立支援医療機関の指定	6
<b>公 告</b>	
○落札者等の公示	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	7

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第413号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 福野城端線	南砺市是安字下島4183番 3地先から	変更前		最大 7.6 最小 7.1	145.6	砺波土木 センター

	南砺市是安字中島448番4まで	変更後		最大 11.1 最小 10.8	145.6	
県道 富山立山公園線	中新川郡立山町下段 221番2から	変更前		最大 15.7 最小 7.9	234.8	富山土木センター 立山土木事務所
	中新川郡立山町下段 626番まで	変更後		最大 19.0 最小 8.9	225.9	
県道 立山水橋線	中新川郡立山町二ツ塚字中ノ島 153番1地先から	変更前		最大 10.4 最小 10.4	68.0	富山土木センター 立山土木事務所
	中新川郡立山町浦田字藪尻1661番1地先まで	変更後		最大 11.0 最小 10.4	68.0	
県道 宇奈月大沢野線	中新川郡上市町中村字新幅下42番3地先から	変更前	A	最大 30.2 最小 5.5	941.4	富山土木センター 立山土木事務所
	中新川郡上市町折戸字下川原割 902番地先まで					
	中新川郡上市町中村字新幅下42番3地先から	変更後	A	最大 30.2 最小 5.5	941.4	
	中新川郡上市町折戸字下川原割 902番地先まで					
中新川郡上市町中村字新幅下42番3地先から	変更後	B	最大 44.5 最小 11.6	876.6		
中新川郡上市町折戸字下川原割 902番地先まで						
県道 大家庄上飯野線	下新川郡入善町新屋 845番から	変更前		最大 7.8 最小 6.3	23.8	新川土木センター 入善土木事務所
	下新川郡入善町新屋 666番まで					
	下新川郡入善町新屋 845番から	変更後		最大 9.3 最小 7.4	23.8	
下新川郡入善町新屋45番2まで						
県道 町山河原線	氷見市角間字城戸 114番3から	変更前		最大 19.5 最小 5.8	182.7	高岡土木センター

	氷見市角間字河原 569番 3地先まで	変更後		最大 19.5 最小 9.7	182.7	氷見土木 事務所
県道 富山環状線	富山市上袋80番1地先か ら	変更前		最大 12.0 最小 7.5	82.4	富山土木 センター
	富山市上袋83番6地先ま で	変更後		最大 12.0 最小 7.2	82.4	

**富山県告示第414号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町下段 221番2から 中新川郡立山町下段 626番まで	平成30年9月28日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 立山水橋線	中新川郡立山町二ツ塚字中ノ島 153番 1地先から 中新川郡立山町浦田字藪尻1661番1地 先まで	平成30年9月28日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 宇奈月大沢野 線	中新川郡上市町中村字新幅下42番3地 先から 中新川郡上市町中村字向川原1121番地 先まで	平成30年9月28日	富山土木 センター 立山土木 事務所

県道 大家庄上飯野線	下新川郡入善町新屋 845番から 下新川郡入善町新屋45番2まで	平成30年9月28日	新川土木センター 入善土木事務所
県道 町山河原線	氷見市角間字城戸 114番3から 氷見市角間字河原 569番3地先まで	平成30年9月28日	高岡土木センター 氷見土木事務所
県道 富山環状線	富山市上袋80番1地先から 富山市上袋83番6地先まで	平成30年9月28日	富山土木センター

#### 富山県告示第415号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
短期入所	平成30年10月1日	1610900043	株式会社ウェルサポート	小矢部市新西92-1	ローカルセンター小矢部	小矢部市新西92-1

#### 富山県告示第416号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

平成30年9月28日

## 富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
児童発達支 援	平成30年10 月1日	1650100405	有限会社お 達者くらぶ	滑川市中川 原 350番地 1	放課後等デ イサービス ほっぷ・す てっぷ	富山市清水 元町3-3

## 富山県告示第417号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

担当すべき自立 支援医療の種類	変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更年月日
精神通院医療	ファーマみらい安野屋 薬局 富山市安野屋町二丁目 2番20号	共創未来安野屋薬局 富山市安野屋町二丁目 2番20号	平成30年8月21日
精神通院医療	みらい 高田薬局 富山市高田63番地1	共創未来高田薬局 富山市高田63番地1	平成30年8月21日
精神通院医療	みらい 堀川薬局 富山市堀川小泉町一丁 目5番4号	共創未来堀川薬局 富山市堀川小泉町一丁 目5番4号	平成30年8月22日
精神通院医療	荒川薬局 富山市荒川五丁目5番 1号	共創未来荒川薬局 富山市荒川五丁目5番 1号	平成30年8月22日
精神通院医療	ファーマみらいすみれ 薬局 魚津市北鬼江二丁目21 番5号	共創未来うおづすみれ 薬局 魚津市北鬼江二丁目21 番5号	平成30年8月23日
精神通院医療	ファーマみらい新牧野 薬局 黒部市新牧野227番地1	共創未来新牧野薬局 黒部市新牧野227番地1	平成30年8月23日

**富山県告示第418号**

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
星井町こころのクリニック	富山市星井町二丁目7番39号泉ビル2階	精神通院医療		平成30年9月1日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電磁ノイズ試験システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年9月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本海計測特機株式会社 富山県富山市赤田 970番地

- 5 落札金額  
32,940,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年7月23日

### 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
平成30年8月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人富山スイミングクラブ
- 3 代表者の氏名  
福田 豊
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県富山市荒川4丁目1番70号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちや一般の市民に対して、正しい水泳の普及と技術の向上をはじめとした水を通じた生涯スポーツに関する事業を行い、地域社会の健全な発達に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
平成30年8月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人安靖氷見共同作業所
- 3 代表者の氏名  
嶋尾 正人
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県氷見市阿尾95番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立支援に関する事業や、社会参画推進事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。